

「 _____ 」 消防計画

第 1 総 則

（目的）

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、 _____ における防火管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この計画は、 _____ に勤務し出入りするすべての者に適用する。

2 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

第 2 管理権原者及び防火管理者の責務

（管理権原者）

第 3 条 管理権原者（ _____ ）は、管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火・防災上の建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下、「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修するものとする。

（防火管理者）

第 4 条 防火管理者（ _____ ）は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（検討）及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の実施
- (3) 消防用設備等の法定点検、整備の実施及び立会い
- (4) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査の実施と監督
- (5) 工事中の立会い及び安全対策の策定
- (6) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- (7) 収容人員の適正化
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告等）

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画作成（変更）の提出
- (2) 建物及び諸設備の設置、又は変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告諸手続き
- (4) 火災予防上必要な検査指導の要請手続き
- (5) 消防教育、訓練実施時における指導要請手続き
- (6) その他防火上必要な事項

第3 火災対策

（遵守事項）

第6条 火災予防のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- (3) 灰皿、吸殻の後始末を完全にする。
- (4) 廊下、階段、出入口及び防火戸等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、また物品を置かない。
- (5) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるようにしておく。
- (6) 施設内で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行う。

（防火管理者への連絡）

第7条 次の事項を行おうとする者は、あらかじめ防火管理者へ連絡し、承認を得なければならない。

- (1) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき。
- (2) 建築物又は各種設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 危険物等を使用するとき。
- (4) 催物を開催するとき。

（火気使用の制限）

第8条 防火管理者は、次の事項を行なうことができる。

- (1) 火災警報発令時の火気使用の禁止または制限
- (2) 喫煙禁止場所、火気厳禁場所または喫煙所の指定

（放火防止対策）

第9条 次のことに留意し、放火対策に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び死角となる廊下、階段室、トイレ等は、常に整理整頓し可燃物等を置かない。
- (2) 従業員の明確化により、不法侵入者の監視を行う。
- (3) トイレ、洗面所等の巡視を行う。
- (4) 火元責任者又は最終帰宅者は、火気及び施錠の確認を行う。

（予防管理組織）

第 10 条 平素における出火防止をはかるため、防火管理者のもとに防火担当責任者、火元責任者をおくほか、建築物、火気使用器具、危険物施設等の点検検査班をおく。

2 前項の編成及び任務は、別表 1 のとおりとする。

（防火担当責任者）

第 11 条 防火担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 指定区域内の火元責任者に対する指導監督
- (2) 防火管理者の補佐

（火元責任者の業務）

第 12 条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 指定場所における火気使用の適否及び消火の確認
- (2) 防火担当責任者の補佐
- (3) 戸締まり、その他指定場所の防火に関すること。

（消防用設備等の点検）

第 13 条 消防用設備等の法定点検は、機器点検は 6 か月に 1 回以上、総合点検については 1 年に 1 回以上実施する。

2 前項の点検については、消防設備士または点検資格者に委託してこれを行う。

3 前項の委託点検以外に、設置場所、変形その他外観的事項の自主点検を 1 か月に 1 回以上実施する。

（出火防止のための自主点検）

第 14 条 建築物、火気使用施設、危険物施設等の検査は、3 か月に 1 回以上行うほか、平素においても任意の方法により随時行うものとする。

（点検、検査結果の報告）

第 15 条 第 13 条及び前条に基づき点検又は検査した者は、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

2 管理権原者は、消防用設備等の点検結果について 年に 1 回消防署長に報告しなければならない。

（不備欠陥の整備）

第 16 条 防火管理者は、点検検査結果の報告に基づく不備欠陥事項について、改修計画を立て管理権原者に助言する他、その促進を図るものとする。

第 4 自衛消防の組織

（自衛消防隊）

第 17 条 を自衛消防隊長とし、そのもとに自衛消防隊をおく。

2 自衛消防隊の編成と任務は、別表 2 のとおりとする。

（自衛消防隊長の任務）

第 18 条 隊長は、自衛消防隊の総括指揮にあたるほか、人員の掌握、公設消防隊との連携にあたるものとする。

（休日、夜間等の自衛消防の組織）

第 19 条 休日、夜間等において無人となる場合、契約している警備会社からの火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけるとともに、別表 3 の非常連絡表により職員を参集する。

（防火管理業務の委託）

第 20 条 防火管理業務の一部を「遠隔移報方式」で、次のとおり委託する。

（1） 受託者（警備会社）の名称及び住所等

ア 名 称 _____
 イ 住 所 _____
 ウ 電 話 _____
 エ 担当事務所
 （ア） 住 所 _____
 （イ） 電 話 _____

（2） 受託者の行う防火管理業務の範囲

ア 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
 イ 火災が発生した場合の初動措置（初期消火、119 番通報及び関係者への連絡）
 ウ その他

（3） 受託者が行う防火管理業務の方法

ア 待機場所は、担当事務所とする。
 イ 到着所要時間は、約 _____ 分とする
 ウ 区域は、敷地内全域にわたるものとする。
 エ 委託時間
 （ア）夜間は、 _____ 時から翌朝 _____ 時まで
 （イ）休日は、 _____ 時から翌朝 _____ 時まで

第 5 震災対策

（震災予防措置）

第 21 条 各検査班及び火元責任者は、地震時の災害の発生を予防するため、各種施設器具の点検、検査に合わせて次のことを行うものとする。

- （1） 建築物及び建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び事業所内に陳列、設置する物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- （2） 火気使用設備器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- （3） 危険物施設等における危険物品の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査

（地震後の安全措置）

第 2 2 条 各検査班及び火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検検査及び応急措置を行うとともに全機器について安全性を確認後、供給使用を開始するものとする。

（備蓄品）

第 2 3 条 震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- | | | |
|---|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、非常用食料（乾パン、缶詰類） ・ 携帯拡声器、懐中電灯、携帯ラジオ ・ 医薬品 ・ ヘルメット、軍手、衣類 ・ その他 | } | 備蓄場所に保管する。 |
|---|---|------------|

（地震時の活動）

第 2 4 条 地震時の活動は、次の事項について行うものとする。

(1) 出火防止の措置

ア 防火担当責任者及び火元責任者による火気使用設備器具の使用停止

イ 危険物施設等の各バルブの操作及び運搬、燃料等の停止の確認

(2) 消火活動

事業所内に火災が発生した場合は、全力をあげて消火に当たる。

(3) 情報収集活動

ア ラジオ、テレビ、関係機関からの震災情報を積極的に収集し連絡する。

イ 事業所の被害状況を放送等により全従業員に把握させるとともに、必要な事項を指示する。

ウ 従業員家族の状況及び居住地付近の状況を把握する。

(4) その他の活動

負傷者に対する応急救護処置を最優先する。

（避難）

第 2 5 条 震災時の避難は、次によるものとする。

- (1) _____を避難場所等に誘導するときは、本事業所の集合場所（_____）から避難所（_____）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (2) 避難は、関係機関の避難勧告又は避難指示並びに自衛消防隊隊長の命令により開始する。
- (3) 避難は、避難者が隊列を組み避難する。
- (4) 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置する。
- (5) 避難には、車両等を使用せず全員徒歩とする。

第 6 防災教育

★（防災教育）・・・特定用途

第 2 6 条 防火管理者は、次により防災教育等を行うものとする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 消防計画の周知徹底 | 年 1 回以上 |
|---------------|---------|

- | | |
|-----------------------|---------|
| (2) 防火管理上の遵守事項 | 年 2 回以上 |
| (3) 避難訓練（火災及び震災訓練） | 年 2 回以上 |
| (4) 消火訓練その他火災予防上必要な事項 | 年 2 回以上 |

2 前項のうち、消火訓練、避難訓練を行う場合は、あらかじめ「自衛消防隊訓練通報書」により消防署長に通報する。

★（防災教育）・・・非特定用途

第 2 6 条 防火管理者は、次により防災教育等を行うものとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 消防計画の周知徹底 | 年 1 回以上 |
| (2) 防火管理上の遵守事項 | 年 2 回以上 |
| (3) 避難訓練（火災及び震災訓練） | 年 1 回以上 |
| (4) 消火訓練その他火災予防上必要な事項 | 年 1 回以上 |

2 消防訓練を行う際に、消防職員の立合を求める必要があるときは、「自衛消防隊訓練通報書」により消防署長に依頼する。

3 消防訓練を実施した場合は、「防火管理記録」等にその結果を記録する。

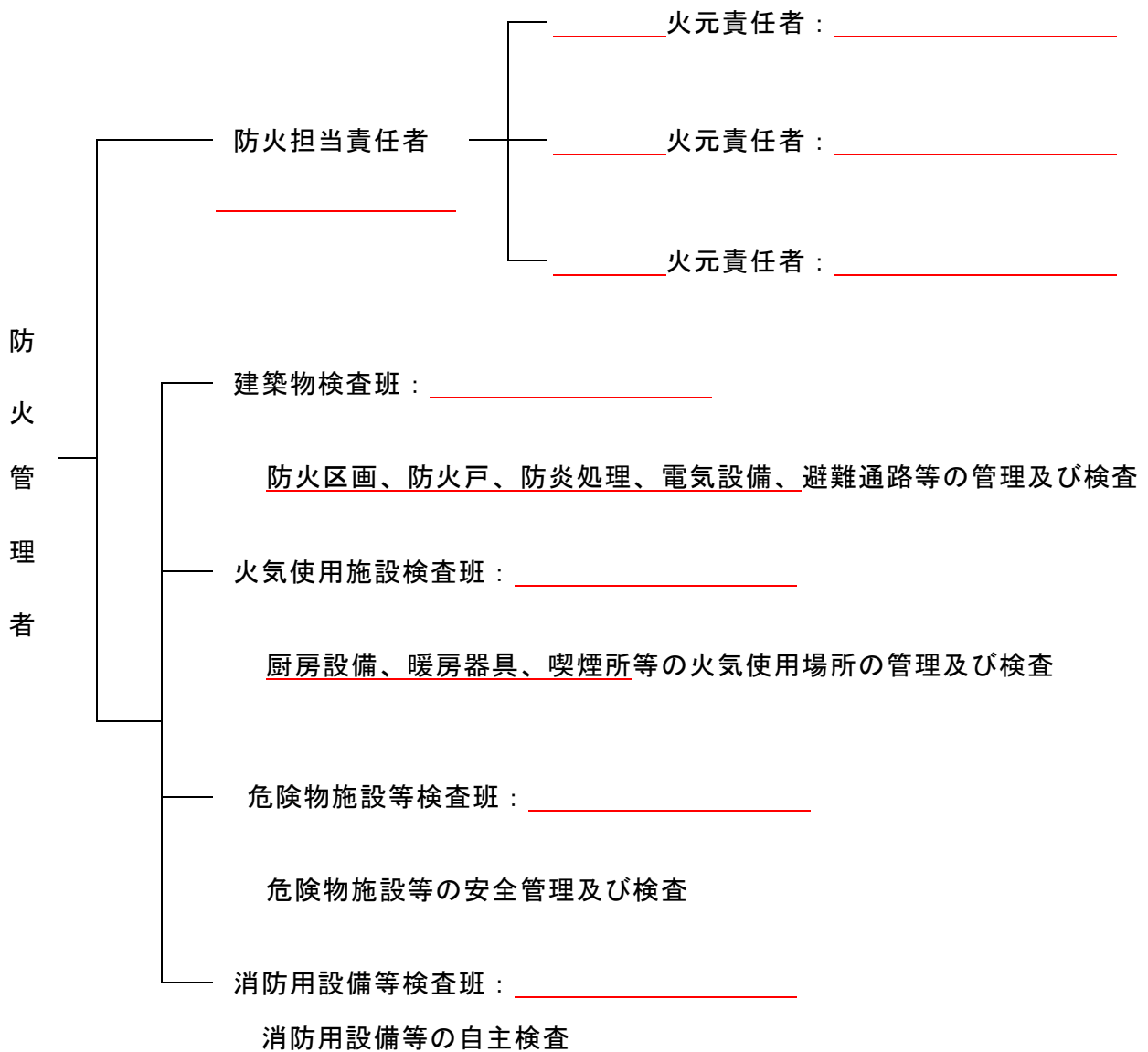
（他の災害への準用）

第 2 7 条 この計画は、風水害その他の災害防止と被害防止のため準用する。

【附則】

この消防計画は、_____年 ____月 ____日から施行する。

別表 1 【第 10 条関係】



別表 2【第 17 条関係】

自 衛 消 防 隊 長	防 火 管 理 者	通報連絡係：	_____	
		・ 消防機関への通報、及び建物内への出火報知		
		・ 関係者への連絡（緊急連絡一覧等）		
		初期消火係：	_____	_____
		・ 出火場所への急行		
		・ 消火器等による初期消火活動		
		避難誘導係：	_____	_____
		・ 出火時における避難者の安全避難誘導（避難経路図）		
		・ 逃げ遅れ及び負傷者の確認（人員掌握）		
		安全防護：	_____	
		・ 電気、ガス等の安全措置		
		・ 防火戸、防火シャッターの操作		
		救 護：	_____	
		・ 負傷者の応急救護		
		・ 救急隊との連携、情報提供		

別表 3【第 19 条関係】

通 報 係 (警備会社等)	_____	(電話)	)
	_____	(電話)	)
	_____	(電話)	)
	_____	(電話)	)

【用語例】

- ・ 法 消防法をいう。
- ・ 政令 消防法施行令をいう。
- ・ 省令 消防法施行規則をいう
- ・ 管理権原者 法第8条第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）で定める防火対象物の管理についての権原を有する者をいう。
- ・ 防火管理者 政令第3条第1項各号に掲げる者で、管理権原者から選任されて、防火管理の業務に従事する者をいう。
- ・ 予防管理組織 建築物、消防用設備等、火気使用設備器具、危険物施設及びその他防火管理上必要な事項について、点検・検査を自主的に実施することをいう。
- ・ 自衛消防 防火管理のうち、防火対象物及びその存する敷地において、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため事業所で行う必要な措置をいう。
- ・ 特定用途 政令別表第1に定める防火対象物で、店舗、飲食店、遊技場、ホテル、病院、老人ホーム等及び特定用途を含む複合の用途をいう。
- ・ 非特定用途 政令別表第1に定める防火対象物で、学校、工場、事務所、倉庫、寺院等及び特定用途を含まない複合の用途をいう。

【記入方法】

- ① 別表を含めたアンダーラインの箇所（ ）に、事業所の名称や役職名（個人名）、担当者等を記入してください。
 （例）・事業所の名称・・・・・・・・・・〇〇株式会社〇〇工場、〇〇ビル、〇〇〇前橋店
 　　　・役職名（主に条文中で使用）・・代表取締役、〇〇課長、〇〇工場長、前橋店店長
 　　　・担当者（主に別表で使用）・・・1階ホール担当A、厨房担当B、〇〇担当パートC
- ② 「第15条第2項」は、特定防火対象物（飲食店、店舗、ホテル等）は1年に1回、非特定防火対象物（工場、事務所等）は3年に1回消防署長に報告しなければなりません。
- ③ 「第25条」の避難所には、地域防災計画に定められている「切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所」と、「一定期間滞在し避難者の生活環境を確保する指定避難所」等がありますので、事業所の規模等を考慮して最寄りの場所を記入してください。
 　　　・指定緊急避難場所・・・市内の高校・大学の校庭や公園等
 　　　・指定避難所・・・・・・・・市立小中学校の体育館等
- ④ ★「第26条」は、選択してください。特定用途（飲食店、店舗等）の防火管理者は、年2回の消火訓練と避難訓練を実施する場合、事前に消防機関に通報する義務があります。非特定用途（工場、事務所等）は、定期的な（年1回）訓練の実施が義務づけられているだけで、消防機関に通報する義務はありません。訓練を実施した結果を記録しておいてください。

※ 不明な点は、管轄の消防署に相談してください。